

二荷	ゆづり葉	半荷	しだ	天徳院	同	二十四本	二十四本葉竹
半荷	たち花			如來寺	同	十二本	
	御鏡飾			經王寺	同	八本	同葉竹
二ノ	ゆづり葉	一ノ	しだ	玉泉寺	同	十六本	同葉竹
一束	根引松	一ノ	たち花	二十六本	松	本多安房守	
三升	ところ			十本	同	横山々城守	
	御宮			同		長又三郎	
二十二本	御門飾松	二十二本	葉竹	同		前田近江守	
六十六本	立添くいの木	五十本	根引松	同		前田美作守	
三ノ	しだ	三ノ	ゆづり葉	同		奥村伊豫	
一ノ	たち花	三升	ところ	同		奥村内記	
	神明社	飾松十本		同		村井主膳	
	八幡宮	同		同		今枝民部	
	田井天神	同		同		本多圖書	
	寶徳寺	同		人持并組頭六本充自是内勝手次第			
	観音院	同		四 本松	五間御厩口		
	明王院	同		六 本松	十間御厩口		
	寶圓寺	飾松十六本	十六本葉竹	二 本	御式臺御玄關		

- 四 本 二十間御厩口
- 六 本 下三十間御厩口
- 四 本 淺野川御厩口
- 四 本 御門
- 三百三十本 東本願寺末寺立花眞松并あいしらひ小松共
- 同 西本願寺末寺同斷
- 已上

一七 礪波・射水兩郡栗木之儀觸

礪波・射水兩郡留木之事

御支配礪波郡・射水郡之儀、御停止之竹木之外、百姓持山に有之栗之木も、斷不申候得は百姓勝手次第に伐申儀難成由に候。夫故おのづから木も立不申、若木之内に刈取申様に仕、畢竟費成儀に候。餘郡之儀者栗之儀、公儀より御食着無之、百姓勝手次第伐り、用木にも遣申候。然所其御郡に眼、右之首尾如何之儀と相考候所に、先年笹嶋太郎左衛門支配仕り申時分、津田右京・金森長右衛門方々、右兩御郡に有之

候御林書付相渡候紙面に、御林に有之木之品々を書記申内に、栗も有之候。此儀は御林に有之栗之事に候。其外百姓持山之栗御縮と申儀は無之候。此儀を前々より心得違、惣鉢栗之木茂御縮と心得、右之通と存候。則先年諸木御縮御書出、栗之木は百姓支配に被仰付候間、随分茂らせ、たそくに可仕旨被仰出候。是に而事濟申儀と存候間、向後惣御郡並に、百姓持山に有之栗木は、百姓勝手次第伐取候様に可被申渡候。則先年御定之寫二通指越申候。以上。

甲午五月八日

御算用場

古屋 六丞殿

加藤九郎太郎殿

右之趣に付、先年御郡奉行に相渡り有之候御算用場印帳之内、百姓持山之栗も、右同事に可申渡哉と及示談候所、右印帳百姓持山御林と有之候。是は跡々之通爲伐申儀不能成候。其外之儀、百姓勝手次第に伐取候様可申渡由に相極候に付、則帳面百姓持山之分書記遺候。

礪波郡百姓持山之分

西明村 御林 但 杉